

韓国 2023 年の改正税法の要約

(2023 年 2 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG 三最会計法人）に作成委託し、2023 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG 三最会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG 三最会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

JETRO

目次

I.はじめに.....	1
II. 2023年の改正税法の主な内容について.....	1
1.法人税の税率および課税標準区間の調整.....	1
2.海外子会社配当金の益金不算入を導入.....	2
3.国内子会社配当金の二重課税調整の合理化.....	2
4.繰越欠損金の控除限度の引き上げ.....	3
5.投資・共生協力促進税制の適用対象の縮小およびサンセットの延長.....	3
6.連結納税制度の適用対象の拡大.....	3
7.統合雇用税額控除の新設.....	3
8.統合投資税額控除の控除率の調整.....	5
9.省エネルギー施設に対する加速償却特例の新設.....	5
10.非居住者・外国法人に対する租税条約上の非課税等の適用手続きの補完.....	6
11.国際取引に関連する資料提出免除要件の新設.....	7
12.国外透過団体に帰属する所得に対する課税特例の新設.....	8
13.証券取引税の引き下げ.....	8
14.修正輸入税金計算書の発給事由の拡大.....	8
15.仕入者発行計算書制度の導入.....	9
16.ストック・オプション（株式購入選択権）の行使利益に対する税制支援の強化.....	9
17.外国人勤労者の単一税率特例の適用期間の延長.....	10
18.外国人技術者の所得税減免期間の拡大等.....	10
19.筆頭株主の株式割増評価の合理化.....	10
20.所得税の課税標準区間の調整.....	11
21.食事代の非課税限度の拡大.....	11
22.金融投資所得税の導入および暗号資産課税の2年猶予.....	11
23.域外取引帳簿等の備置と保管期間の延長.....	12
24.移転価格に関連する資料の国内保管義務の新設.....	12
25.グローバルミニマム課税制度の導入.....	12

韓国 2023 年の改正税法の要約

I. はじめに

企画財政部が昨年7月21日に発表した今年度の政府の税法改正案が9月1日に国会に提出され、12月23日に国会本会議の議決を通じて確定されました。

当初提出された税法改正案と確定した改正税法の内容における主な変動内容は以下のとおりです。

内容	税法改正案（7月21日）	改正税法（12月23日）
法人税率の引き下げ	25%最高税率区間の廃止	課税標準区間は現行と同じく維持するが、各区分別の法人税率を1%ずつ引き下げる。
未還流所得	未還流税制の廃止	未還流税制を更に3年延長するが、適用範囲を相互出資制限企業グループに限定して適用する。
外国人勤労者の 単一税率特例の適用期間	特例適用対象期間の廃止	特例の適用期間を20年に拡大

II. 2023 年の改正税法の主な内容について

確定した改正税法の主な内容は以下のとおりです。

1. 法人税の税率および課税標準区間の調整

現行の法人税法第55条では課税標準区間を4段階に区分して3,000億ウォンを超過する所得区間に対しては25%の法人税率を適用していますが、改正税法では企業の投資活性化および雇用の創出等を支援するために現行の課税標準の区分別に税率を1%ポイントずつ引き下げました。

課税標準（単位：億ウォン）	現行	改正
～2	10%	9%
2～200	20%	19%
200～3,000	22%	21%
3,000～	25%	24%

➤ 2023年1月1日以降に開始する事業年度分から適用

2. 海外子会社配当金の益金不算入を導入

現行の法人税法では内国法人が海外子会社から受け取った配当金を課税所得として処理しますが、外国納付税額控除方式を適用する方式で二重課税を調整しています。

ところが、改正税法では海外子会社の配当金を課税所得から除外するように規定しています。

- ✓ 海外子会社とは、内国法人が持分率10%（海外資源開発事業5%）以上を配当基準日現在に6カ月以上、継続して保有している法人
- ✓ CFC Ruleに基づく配当所得、複合金融商品（海外では支払利息扱い）、間接投資会社等（機関専用の私募集合投資機構は除く）は適用除外
- ✓ 益金不算入率95%
- ✓ 海外子会社の配当金の益金不算入が適用されない場合は従来のように外国納付税額控除を適用

▶ 2023年1月1日以降に配当を受ける分から適用

3. 国内子会社配当金の二重課税調整の合理化

現行の法人税法第18の2、第18の3では企業形態（持株会社/一般会社、上場会社/非上場会社）および持ち分率により受取配当金の益金不算入率を差等適用していますが、改正税法では企業形態の区分に関係なく保有持ち分率によって益金不算入率を定めるようにし、全般的に益金不算入比率を引き上げ調整しました。

区分	現行				改正	
	一般		持株		持ち分率	益金不算入率
	持ち分率	益金不算入率	持ち分率	益金不算入率		
上場	100%	100%	40～ 100%	100%	50%以上 20～50% 20%未満	100% 80% 30%
	30～100%	50%	30～40%	90%		
	30%未満	30%	30%未満	80%		
非上場	100%	100%	80～ 100%	100%	50%以上 20～50% 20%未満	100% 80% 30%
	50～100%	50%	50～80%	90%		
	50%未満	30%	50%未満	80%		

- 2023年1月1日以降に配当を受ける分から適用
- 経過規定：納税者は2023年に受け取る配当に対して既存の規定を適用して益金不算入額を計算できます。

4. 繰越欠損金の控除限度の引き上げ

現行の法人税法第13条等では繰越欠損金の控除を各事業年度の所得金額の60%までに制限していますが、改正税法では繰越欠損金の控除限度を80%（中小企業は従来と同じく100%）に引き上げ調整しました。

- 2023年1月1日以降に開始する事業年度から適用

5. 投資・共生協力促進税制の適用対象の縮小およびサンセットの延長

現行の租税特例制限法では自己資本500億ウォンを超過する法人および相互出資制限企業グループに所属する法人に対して投資、貸金、共生協力等に使用されず留保されている所得に対して20%を課税する投資共生協力促進税制をおいていますが、適用対象を相互出資制限企業グループに所属する法人に縮小し、適用期限を2025年末に延長しました。

6. 連結納税制度の適用対象の拡大

現行の法人税法第76条の8では100%親子関係（間接支配関係を含む）の法人に対してのみ連結納税を許容していましたが、改正税法は連結納税の適用対象子会社の範囲を“持分率90%以上”に拡大しました。

- 2024年1月1日以降に開始する事業年度分から適用

7. 統合雇用税額控除の新設

現行の租税特例制限法では、雇用に関連する企業負担を軽減するために様々な租税支援制度を運営中ですが、支援方式、常時勤労者要件、事後管理規定の有無等、雇用支援制度の間での統一性が不足しており納税者の混乱を招いています。ここに、従来の制度を統合

(雇用増大税額控除、社会保険料の税額控除、経歴断絶女性の税額控除、正規職転換税額控除、育児休職からの復帰者の税額控除) した後、支援を拡大する方向に改正されました。また、青年の年齢範囲を15～29歳から15～34歳に拡大するなど、控除の範囲を拡大しました。

現行					改正案					
①雇用増大税額控除 (§ 29の7) : 雇用増加人員×1人あたり税額控除額					<input type="radio"/> (適用対象) すべての企業* * (除外) 消費性サービス業 <input type="radio"/> (基本控除) : 雇用増加人員×1人あたり税額控除額					
区分		控除額 (単位: 万ウォン)			区分		控除額 (単位: 万ウォン)			
		中小 (3年支援)		中堅 (3年支援)			中小 (3年支援)		中堅 (3年支援)	大企業 (2年支援)
		首都圏	地方				首都圏	地方		
常時勤労者		700	770	450			850	950	450	-
青年正規職、 障害者、 60歳以上等		1,100	1,200	800			1,450	1,550	800	400
* 青年の年齢範囲 (施行令) : 15～29歳					<input type="radio"/> (追加控除) 正規職転換・育児休業からの復帰者人員×控除額 (中小1,300万ウォン/中堅900万ウォン) - 転換日・復帰日から2年以内に当該勤労者との 勤労関係が終了する時には控除金額に相当する 額を追徴					
②社会保険料の税額控除 (§ 30の4) 雇用増加人員×使用者分社会保険料×控除率 (50～100%)					<input type="radio"/> (追加控除) 正規職転換・育児休業からの復帰者人員×控除額 (中小1,300万ウォン/中堅900万ウォン)					
③経歴断絶女性の税額控除 (§ 29の3①) 経歴断絶女性の採用者人件費×控除率 (中小30%/中堅15%)					<input type="radio"/> (追加控除) 正規職転換・育児休業からの復帰者人員×控除額 (中小1,300万ウォン/中堅900万ウォン)					
④正規職転換税額控除 (§ 30の2) 正規職転換人員×控除額 (中小1,000万ウォン/中堅700万ウォン)					<input type="radio"/> (追加控除) 正規職転換・育児休業からの復帰者人員×控除額 (中小1,300万ウォン/中堅900万ウォン)					
⑤育児休職からの復帰者の税額控除 (§ 29の3②) 育児休職からの復帰者の人件費×控除率 (中小30%/中堅15%)					<input type="radio"/> (追加控除) 正規職転換・育児休業からの復帰者人員×控除額 (中小1,300万ウォン/中堅900万ウォン)					

- 2023年1月1日以降に開始する事業年度分から適用
- 2023年および2024年課税年度分に対しては企業が“統合雇用税額控除”と既存の“雇用増大および社会保険料税額控除”の中から選択して適用できる（重複適用は不可）

8. 統合投資税額控除の控除率の調整

現行の租税特例制限法により法人の施設投資金額の基本控除率分だけ税額控除が可能です。税法改正により大企業の国家戦略技術（半導体、バッテリー、ワクチン）施設投資の控除率は中堅企業水準で2%ポイント引き上げられ、中堅企業の一般施設投資の控除率は現行に比べて2%ポイント、新成長・源泉技術施設投資の控除率は現行に比べて1%ポイント引き上げられました。

区分	現行控除率 (%)			改正控除率 (%)		
	大	中堅	中小	大	中堅	中小
一般	1	3	10	1	<u>5</u>	10
新成長・源泉技術	3	5	12	3	<u>6</u>	12
国家戦略技術	6	8	16	<u>8</u>	8	16

- 2023年1月1日以降の投資分から適用

9. 省エネルギー施設に対する加速償却特例の新設

省エネルギー施設投資に対するインセンティブを提供するために省エネルギー施設に対する加速償却特例を新設しました。省エネルギー施設に対して基準耐用年数の50%（中小・中堅企業は75%）の範囲で申告した耐用年数を適用して加速償却が可能となる予定です。

- （適用期間）2023年1月1日～2023年12月31日に取得した分

10. 非居住者・外国法人に対する租税条約上の非課税等の適用手続きの補完

改正税法では、租税条約による非課税または非課税適用のための適用申請書類および手続きを補完しました。

現 行	改 正
□ 非居住者、外国法人の租税条約上の非課税・免除等の適用申請	□ 租税条約上の非課税等の適用申請書類および手続きの補完
○ (申請手続き) 非課税、免除等の申請書を所得支給者、源泉徴収義務者に提出 → 税務署長に提出 - (添付書類) 居住者証明書 <div style="text-align: center;"><新設></div>	○ (同左) ① 添付書類追加 - 外国法人の設立および事業、国内源泉所得関連書類等 ② 手続補完 - 税務署長は非課税等の要件の未充足、または申請書の内容が事実と相違する場合に決定・更正 - 税務署長は要件を充足するかどうか検討不可能な場合は書類の補完要請が可能 - 所得支給者等は非居住者、外国法人に資料提出要求が可能
○ (更正請求) 実質帰属者等は源泉徴収された日が属する月の末日から5年以内に更正請求が可能 - (添付書類) 非課税、免除等の申請書、居住者証明書	○ (同左) - (添付書類追加) 外国法人の設立および事業、国内源泉所得の関連書類等

➤ 2023年1月1日以降に非課税等の適用を申請する分から適用

11. 国際取引に関連する資料提出免除要件の新設

租税条約による非課税または非課税適用のための適用申請書類および手続きを補完しました。

現行	改正
<p><input type="checkbox"/> 国際取引に関連する資料*の提出義務の免除</p> <p>*①国際取引明細書②国外特殊関係者の要約損益計算書③正常価格算出方法申告書</p> <p>○ 個別企業報告書・統合企業報告書を提出する場合は国際取引明細書を免除</p> <p style="text-align: center;"><追加></p> <p>○ 国外特殊関係者との財貨取引金額の合計が10億ウォン以下・役務取引金額の合計が2億ウォン以下である場合は要約損益計算書を免除</p> <p>○ 以下のうちのいずれか一つに該当する場合は正常価格算出方法申告書を免除</p> <ul style="list-style-type: none"> - 財貨取引金額全体の合計が50億ウォン以下 - 役務取引金額の合計が10億ウォン以下 - 国外特殊関係者別の財貨取引金額の合計が10億ウォン以下・役務取引金額の合計が2億ウォン以下 	<p><input type="checkbox"/> 提出免除範囲を拡大</p> <p>○ 免除範囲の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国外特殊関係者との財貨取引金額の合計が5億ウォン以下、役務取引金額の合計が1億ウォン以下、無形資産取引金額の合計が1億ウォン以下 <p>○ 免除要件に“無形資産取引金額の合計が2億ウォン以下”を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> - 免除要件に“無形資産取引金額の合計が10億ウォン以下”を追加 - 免除要件に“無形資産取引金額の合計が2億ウォン以下”を追加

➤ 2023年1月1日以降に開始する課税年度分から適用

12. 国外透過団体に帰属する所得に対する課税特例の新設

国内の投資家がEU等の海外で課税実体とみなさないパートナーシップ等の形態で投資した場合、国内でも同パートナーシップ等の団体を課税実体とみなさないようにする特例を新設しました。

国外透過団体は①外国で設立された法人または国外投資機構、法人ではない団体として、②設立地国家の税法上①の所得に対して外国法人等がその株主・出資者、受益者が直接納税義務を負担する団体のことです。国外透過団体の出資者等に該当する居住者・内国法人が税務署長に申請して特例の適用を受けられますが、申請以降に国外透過団体の要件を満たさなくなる等の例外的なケースを除外しては、適用を放棄することはできません。この特例を申請することになると、国外透過団体に帰属する所得はその出資者等に帰属する所得とみなされて法人税法および所得税法の適用を受けることになり、出資者等に帰属する所得は国外透過団体に帰属する所得の区分に従うことになり、所得の認識時期も国外透過団体に帰属する時にその出資者等に所得が帰属するものとみなされます。

▶ 2023年1月1日以降に取引する分から適用

13. 証券取引税の引き下げ

現行の証券取引税法施行令第5条によると、KOSPI市場で譲渡される株式に対しては0.023%（農漁村特別税を含む）、KOSDAQ市場取引分に対しては0.23%の証券取引税率が適用されます。改正税法では株式市場の活性化支援および投資家の負担緩和のために以下のように証券取引税率が引き下げられます。

市場区分	2022年	2023年	2024年	2025年以降
KOSPI	0.23%	0.20%	0.18%	0.15%
KOSDAQ	0.23%	0.20%	0.18%	0.15%

▶ 2023年1月1日以降に譲渡する分から適用

14. 修正輸入税金計算書の発給事由の拡大

現行の付加価値税法では以下の二つの場合に限り、修正輸入税金計算書を発給できるよう許容しています。

① 納税者が税関長の決定・更正前に輸入者が修正申告等を行う場合（関税調査が予定

されている場合のように、税関長が決定・更正することを予め知っていて修正申告等を行う場合は除外される)

- ②(i)税関長が(関税調査等を通じて)決定・更正する場合であるか、(ii)輸入者が関税調査通知等を税関長が決定・更正することを予め知っていて修正申告等をする場合には、輸入者の錯誤、軽微な過失による場合であるか、あるいは輸入者の帰責事由がなかった旨が立証される場合

これに対して改正税法では②の発給事由を拡大変更しました。すなわち、関税法によって罰則が適用される場合であるか(関税通脱罪、価格操作罪等)、不当な方法(虚偽文書の作成、資料破棄等)により当初に過少申告した場合および輸入者が同一な誤謬を繰り返す等の重大な過失がある場合を除いては、修正輸入税金計算書の発給が可能であるよう改正しました。

➤ 2023年1月1日以降に修正申告を行うか決定・更正する分から適用

15. 仕入者発行計算書制度の導入

現行の付加価値税法では付加価値税の課税対象である財貨・役務において供給者の事情により税金計算書の発行が難しい場合には仕入者が税金計算書を発行するよう許容しており、当該証憑に基づいて仕入税額控除および法人税目的上の費用処理も可能です。

一方、付加価値税免税対象の財貨・役務に対しては上記のような制度がないため、供給者が計算書を発行できない場合は仕入者が計算書を受け取ることができず、(法人税目的上)必要経費の控除が難しいという点がありました。ここに、改正税法では供給者が計算書を発給しない場合、管轄税務署の確認のもとで仕入者が計算書を発行して必要経費を控除できるようにしました。

➤ 2023年7月1日以降に財貨や役務を供給する分から適用

16. ストック・オプション(株式購入選択権)の行使利益に対する税制支援の強化

現行の租税特例制限法では非上場ベンチャー企業およびコネックス上場ベンチャー企業の役員・職員が付与された株式購入選択権の行使利益については年間で最大5,000万ウォンまで非課税が適用されましたが、年間2億ウォン(累積限度5億ウォン)まで非課税

限度が引き上げられます。加えて、従来は非上場ベンチャー企業およびコネックス上場ベンチャー企業の役員・職員のストック・オプション行使利益に対してのみ5年間の分割納付が許容されていましたが、今後はコスダックおよびコスピ上場ベンチャー企業に、その対象が拡大適用されます。

▶ 2023年1月1日以降にストック・オプションを行使する分から適用

17. 外国人勤労者の単一税率特例の適用期間の延長

現行の租税特例制限法第18条の2によると、外国人勤労者が2023年12月31日以前に国内で最初に勤務したことで受け取る勤労所得に対しては国内での勤務開始日から5年間は19%の単一税率特例を適用することができました。しかし、改正税法では海外の優秀人材の国内流入および長期勤続を奨励するために特例の適用期間を国内勤務開始日から20年間に拡大し、別途の期間制限なしに単一税率を適用できるようにすることを予定しています。

▶ 2023年1月1日以降に発生する所得分から適用

▶ 2023年1月1日現在に特例の適用を受けているか、以前に特例の適用を受けていた場合にも適用

18. 外国人技術者の所得税減免期間の拡大等

現行の租税特例制限法第18条によると、外国人技術者または研究員が国内で勤労を提供して受け取る勤労所得を5年間50%（一部企業の場合には3年間70%、以後50%減免）減免するよう規定していましたが、海外専門人材を活用した技術開発支援の強化を目的として10年間は50%減免するように改正税法に反映されました。

▶ 2023年1月1日以降に国内で最初に勤労を提供した分から適用

▶ 2023年1月1日現在、減免を適用している分にも適用

19. 筆頭株主の株式割増評価の合理化

現行の相続税および贈与税法上、中小企業が発行した株式を除いた筆頭株主の保有株式を相続または贈与する場合は20%の割増評価を行いましたが、今後は割増評価の除外対象が中小企業および大統領令で定める中堅企業が発行した株式に拡大されます。

➤ 2023年1月1日以降に相続または贈与が開始される分から適用

20. 所得税の課税標準区間の調整

所得税の課税標準区間が以下のように一部引き上げられます。税法改正によって課税標準区間が1,200万ウォンから1,400万ウォンに、4,600万ウォンから5,000万ウォンに引き上げられます。

現行		改正	
課税標準	税率	課税標準	税率
1,200万ウォン以下	6%	1,400万ウォン以下	6%
1,200万～4,600万ウォン以下	15%	1,400万～5,000万ウォン以下	15%
4,600万～8,800万ウォン以下	24%	5,000万～8,800万ウォン以下	24%
8,800万～1.5億ウォン以下	35%	8,800万～1.5億ウォン以下	35%
1.5億～3億ウォン以下	38%	1.5億～3億ウォン以下	38%
3億～5億ウォン以下	40%	3億～5億ウォン以下	40%
5億～10億ウォン以下	42%	5億～10億ウォン以下	42%
10億ウォン超過	45%	10億ウォン超過	45%

➤ 2023年1月1日以降に発生する所得分から適用

21. 食事代の非課税限度の拡大

現行の所得税法上、社内給食等の提供を受けていない勤労者が受け取る月10万ウォン以下の食事代は勤労所得非課税です。今後は非課税限度が月10万ウォンから月20万ウォンに引き上げ調整されます。

➤ 2023年1月1日以降に発生する所得分から適用

22. 金融投資所得税の導入および暗号資産課税の2年猶予

現行の所得税法によると、2023年1月1日から金融投資商品で実現された所得を合算課税する金融投資所得税が施行される予定でしたが、市場状況、投資者保護制度の整備等を考慮して当該税制の施行を2年猶予（2025年1月1日から施行）しました。

また、2023年1月1日から施行が予定されていた暗号資産所得に対する課税もまた市場条件等を考慮して当該税制の施行を2年猶予（2025年1月1日から施行）しました。

23. 域外取引帳簿等の備置と保管期間の延長

2019年、国税基本法第26条の2第1項により域外取引（国外で行われる取引）の場合には国税賦課除斥期間が5年から7年に拡大され、これに合わせて国税基本法第85条の3第2項での域外取引の場合、帳簿等の備置と保管期間もまた5年から7年に延長することとしました。

➤ 2023年1月1日以降に保管期限が到来する分から適用

24. 移転価格に関連する資料の国内保管義務の新設

国税基本法第85条の3第1項で既存の国内取引に対する証憑資料の保管義務に追加して移転価格に関連する資料*の国内保管義務を新設しました。

* 特殊関係法人の組織図および事務分掌表、資産の譲渡・購入等に関する契約書等

➤ 2023年1月1日以降に取引する分から適用

25. グローバルミニマム課税制度の導入

今回の改正税法には多国籍企業の所得に対して特定国家で最低税率（15%）より低い実効税率を負担する場合は、ほかの国家に追加課税権を付与するというグローバルミニマム課税規定が含まれました。

- ✓ 直前の4事業年度のうち2事業年度以上、連結売上が7.5億ユーロ以上である多国籍企業グループ
- ✓ 国別の実効税率を基準として最低税率（15%）に達しない分だけ追加課税

➤ 事業年度終了後、15カ月以内に申告が必要（初年は18カ月）

➤ 2024年1月1日以降に開始する事業年度分から適用